

平成 27 年 3 月 20 日

日本工業規格(JIS 規格)を制定・改正しました(平成 27 年 3 月分)

経済産業省では、技術の進歩や、安全性向上等必要に応じて、JIS 規格を制定・改正しています。今回は、145 件の制定・改正がありました。

1. 概要

日本工業規格(JIS: Japanese Industrial Standards)とは、鉱工業品の品質の改善、性能・安全性の向上、生産効率の増進等のため、工業標準化法に基づき制定される我が国の国家規格です。

JIS 規格は、製品の種類・寸法や品質・性能、安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値などを定めており、生産者、使用者・消費者が安心して品質が良い製品を入手できるようにするために用いられています。

これらの規格は、日本工業標準調査会(JISC: Japanese Industrial Standards Committee)の審議を経て制定されます。このたび、3 月分の JIS 規格の制定・改正を行いました。

2. 今回の JIS 規格制定・改正内容

今回は、28 件の制定及び 117 件の改正を行いました(資料 1)。中でも、以下の JIS 規格の制定・改正は特に重要です。

業務用エアコンディショナ関連規格の JIS を制定・改正

店舗や事務所等主に業務用建物において使用されるエアコンの冷暖房性能やエネルギー消費効率等を規定する日本工業規格 (JIS B8616) を改正しました。また、具体的な性能試験方法を規定する日本工業規格 (JIS B8615-2、JIS B8615-3) を制定、改正しました(資料 2)。

家庭用ガス調理器に関する JIS の改正

消費者ニーズの多様化に伴い製造・販売されている、新しいタイプの家庭用ガス調理機器の安全性確保のため、家庭用ガス調理機器に関する日本工業規格 (JIS S2103) の改正を行いました(資料 3)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局基準認証広報室長 松原

担当者:菅

電話:03-3501-1511(内線 3421 ~ 3422)
03-3501-9245(直通)

産業技術環境局国際標準課長 福田

「業務用エアコンディショナ関連規格の JIS を制定・改正」

担当者:荒井

「家庭用ガス調理器に関する JIS の改正」

担当者:永田、山城

電話:03-3501-1511(内線 3426 ~ 3427、3423 ~ 3425)
03-3501-9283(直通)